

2026年6月25日

各位

会社名 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ  
代表者名 代表取締役社長 秋田 智一  
(コード番号：603A 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役執行役員 川野 裕介  
(TEL. 03-3230-1280)

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年6月25日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の数               | 当社普通株式 2,689,000株  |
| (2) 募集株式の払込金額            | 未定(2026年7月10日の取締役会で決定する。)  |
| (3) 払込期日                 | 2026年7月28日(火曜日)  |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2026年7月17日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法                 | 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。  |
| (6) 発行価格                 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026年7月17日に決定する。)   |
| (7) 申込期間                 | 2026年7月21日(火曜日)から<br>2026年7月24日(金曜日)まで   |
| (8) 申込株数単位               | 100株   |
| (9) 株式受渡期日               | 2026年7月29日(水曜日)  |
| (10) 引受人の対価              | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人   |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の手取金とする。

- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式	8,051,500株
(2) 売出人及び売出株式数	大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 関西電力株式会社	2,600,000株
	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 株式会社シグママックス・ホールディングス	1,750,000株
	東京都千代田区麴町五丁目1番地1 住友不動産麴町ガーデンタワー 芙蓉総合リース株式会社	550,000株
	東京都渋谷区宇田川町15番1号 渋谷パルコ DGビル DGリそなベンチャーズ1号投資事業有限責任組合	500,000株
	東京都中央区銀座八丁目13番1号 JA三井リース株式会社	406,500株
	東京都荒川区東尾久四丁目16番12号 株式会社日商インターライフ	400,000株
	静岡県静岡市清水区入船町11番1号 鈴与商事株式会社	235,000株
	東京都千代田区麴町三丁目2番地 WMグロース3号投資事業有限責任組合	165,000株
	東京都練馬区 中島 丈俊	150,000株
	和歌山県和歌山市中之島2249番地 紀陽成長支援1号投資事業有限責任組合	150,000株
	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	150,000株
	大阪府大阪市西成区 堤 郁子	130,000株
	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合	125,000株
	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社	125,000株
	京都府京都市左京区 山下 憲明	110,000株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階 イノベーション・エンジンPOC投資事業有限責任組合	85,000株
東京都品川区北品川五丁目1番18号 オークファンインキュベート1号投資事業有限責任組合	80,000株
東京都世田谷区 本多 聡介	60,000株
福島県郡山市方八町一丁目1番39号 株式会社ニラク	60,000株
岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階 ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合	45,000株
岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号 ちゅうぎん本店ビル9階 ちゅうぎんインフィニティファンド2号投資事業有限責任組合	45,000株
大阪府枚方市 東 祐司	40,000株
東京都港区芝二丁目3番12号 芝アビタシオンビル3階 イノベーション・エンジンPOC第2号投資事業有限責任組合	20,000株
神奈川県三浦郡葉山町 田丸 浩昭	10,000株
埼玉県蕨市 依田 和也	10,000株
広島県福山市 升田 純江	10,000株
兵庫県西宮市 諸井 通晃	10,000株
京都府京都市北区 柴田 千鶴子	10,000株
京都府京都市右京区 今村 雅宏	5,000株
京都府京都市中京区 西本 悦子	5,000株
京都府京都市上京区 渡辺 房子	5,000株
大阪府豊中市 加藤 孝治	5,000株

(3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社、

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、松井証券株式会社及び中銀証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。

なお、本株式売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される予定である。

- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,611,000株（上限）  
売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年7月17日（発行価格等決定日）に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号  
野村證券株式会社 1,611,000株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 1,611,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1. における払込金額と同一とする。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (3) 申 込 期 日 2026年8月25日(火曜日)
- (4) 払 込 期 日 2026年8月26日(水曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2026年7月17日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 5. 親引けの件

上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、引受人に対し、売出株式数のうち、当社が指定する販売先（親引け先）に株式の販売を要請する予定であります。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先 (親引け先)	株式数	販売目的
伊藤忠商事株式会社	取得株数 500,000 株 を上限として要請 を行う予定であり ます。	当社のその他の関係会社であり、その持分を 維持することにより、今後も取引関係及び業 務提携関係を維持・発展させていくため
UntroD 野村クロスオー バーインパクトファン ド投資事業有限責任組 合	取得金額 3 億円を 上限として要請を 行う予定でありま す。	当社株主への参画によって、当社の企業 価値向上に資することを目的とするた め

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

- |          |      |                   |            |
|----------|------|-------------------|------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 2,689,000株        |            |
| ② 売出株式数  | 普通株式 | 引受人の買取引受による売出し    | 8,051,500株 |
|          |      | オーバーアロットメントによる売出し | 1,611,000株 |
- (※)

(2) 需要の申告期間 2026年7月13日(月曜日)から  
2026年7月16日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 2026年7月17日(金曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2026年7月21日(火曜日)から  
2026年7月24日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2026年7月28日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 2026年7月29日(水曜日)

(注) 上記(1)に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部は野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される予定であります。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である伊藤忠商事株式会社(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,611,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2026年7月29日から2026年8月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	32,110,000株	
公募による増加株式数	2,689,000株	
第三者割当増資による増加株式数	1,611,000株	(最大)
増加後の発行済株式総数	36,410,000株	(最大)

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 1,722,454 千円(\*)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 1,052,305 千円(\*)と合わせた手取概算額合計上限 2,774,760 千円を、以下に充当する予定であります。

なお、各項目の合計として、設備投資及び関連費用に 2,409,937 千円を、運転資金(人材採用・教育研修費用及び外部コンサルティング費用)に 364,823 千円を充当する予定であります。

### ①設備投資及び関連費用

当社は今後も PPA サービスの更なる事業拡大を企図しており、そのために必要な設備投資及び関連費用のために 1,553,937 千円(2027年6月期に 750,000 千円、2028年6月期に 803,937 千円)を充当する予定であります。

また、各種商材やプラットフォームのサービス向上のための強化、新規商材のシステム開発、基幹システム導入によるコーポレート機能や自社オペレーション強化等を継続していく方針であります。従来よりシステム開発に資金を投入しておりますが、システム開発費用のためにさらに 856,000 千円(2027年6月期に 438,000 千円、2028年6月期に 418,000 千円)を充当する予定であります。

### ②人材採用・教育研修費用

当社は、従来より人材の採用と研修に注力しておりますが、継続的な成長のため、人材採用と教育研修の費用として、さらに 292,823 千円(2027年6月期に 140,987 千円、2028年6月期に 151,836 千円)を充当する予定であります。なお、上述の時期までに充当できなかった場合は、2029年6月期までに全額を充当する予定であります。

### ③外部コンサルティング費用

当社は、事業拡大に伴い業務オペレーション負荷が増大することを想定し、人材採用による負荷分散だけでなく、情報連携や効率化の推進による負荷低減を行う方針であります。そのため、業務改善に関するコンサル費用として 72,000 千円(2027年6月期に 42,000 千円、2028年6月期に 30,000 千円)を充当する予定であります。なお、上述の時期までに充当できなかった場合は、2029年6月期までに全額を充当する予定であります。

また、上記調達資金につきましては、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 710 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元については、重要な経営課題のひとつとして位置付けておりますが、現在当社は成長拡大の過程にあり、財務体質強化のため内部留保を行い、更なる成長に向けた事業投資、研究開発、組織の構築に充て、事業の安定的かつ継続的な成長に努めることが株主価値の最大化に資すると考えております。このことから、当社は創業以来配当を実施しておらず、当面も引き続き配当は行わず、事業成長及び経営体質の強化のために内部留保を充実させることを基本方針といたします。

##### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、設備投資、システム開発、人材採用等の成長投資や収益基盤整備、財務体質強化等に充当する予定であります。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	308,880.11円	△83.61円	49.80円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	40.5%	－%	27.6%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を行なっていないため、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。なお、2024年6月期については当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 当社は、2025年1月10日付で株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、2024年6月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2023年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2023年6月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	61.78円	△83.61円	49.80円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人である伊藤忠商事株式会社、売出人である芙蓉総合リース株式会社、JA三井リース株式会社、本多聰介、鈴与商事株式会社、中島丈俊、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、紀陽成長支援1号投資事業有限責任組合、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社ニラク、ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合、イノベーション・エンジンPOC第2号投資事業有限責任組合、オークファンインキュベート1号投資事業有限責任組合、

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

東祐司、田丸浩昭、依田和也、升田純江及び今村雅宏、当社株主である THE FUND 投資事業有限責任組合、E S & G パートナーズ投資事業有限責任組合、東急不動産株式会社、秋田智一、片山晃、山口貴弘、東京センチュリー株式会社、株式会社ウエストエネルギーソリューション、井上北斗、川野裕介、株式会社サンベルクス、IE FAST&GREAT 投資事業有限責任組合、千代藤隆一、株式会社いちい、ウェルジャパン株式会社、株式会社アンツビズシェア及び株式会社インフォランス並びに当社新株予約権者であるコタエル信託株式会社、中田裕之、加田木太朗、岩崎哲、大崎亜紀、大野秀二、中村宏、那須智仁及び当社従業員7名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年1月24日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式（当社新株予約権を含む。）の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2026年6月25日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。